

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのパートナーの皆様や価値創造を図るパートナーの皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のパートナー様を通じてその先のパートナー様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、パートナー様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、パートナー様のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。また、共通のEDIの構築に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、パートナー様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、パートナー様と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、パートナー様の適正な利益を含み、パートナー様における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、パートナー様に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等をパートナー様の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、パートナー様に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、パートナー様に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

輸送事業者に対し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保することとし、経済成長に役立つことを目的とした「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」に参画し、取組を推進します。

2025年6月17日

しげる工業株式会社

企 業 名

代表取締役社長執行役員 正田 敦郎

役職・氏名（代表権を有する者）